

●香川県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年1月31日から同年2月21日まで一般の縦覧に供する。

平成29年1月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 粉所西中徳線（167号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原下第2号字高橋1921番4地先から 高松市塩江町安原下第2号字下切1940番2地先まで	6.3~40.0	175	平成25年香川県告示第512号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成29年1月31日